

○財務省告示第二十九号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成  
三十年一月十日に発行した政府短期証券の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百三十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五														
額最		払込		発		方募														
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特													
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I													
面	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I													
金	発競I	発競I	発競I	発競I	発競I	発競I	発競I													
五		万	八	六	三	額	億	額	面	金	額	で	八	千	百	七	十	五	億	円
万		千	十	七	五	面	八	面	千	万	額	で	千	百	七	十	五	億	円	額
円		百	七	万	千	額	万	額	円	円	で	三	兆	五	千	三	百	二	十	四
		七	億	二	千	で	円	で	三	兆	五	千	三	百	二	十	四			
		億	九	千	五	八	千	百	七	十	五	億	円							
		千	五	百	九	十	三													
		十	三																	
		三																		

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち、応募額を順次割り

当てる。その応募額を順次割り

各国債市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込の応募額を割り当てる。

額面金額で三兆五千三百二十四

億八千万円、八千七百七十五億

円、六十七億九千九百

三兆五千三百三十七億

九千九百

三兆五千三百三十七億

九千九百

三兆五千三百三十七億

九千九百

三兆五千三百三十七億

九千九百

三兆五千三百三十七億

九千九百

